

鳥取県鳥取市

福田家住宅調査報告書

2018

鳥取市教育委員会



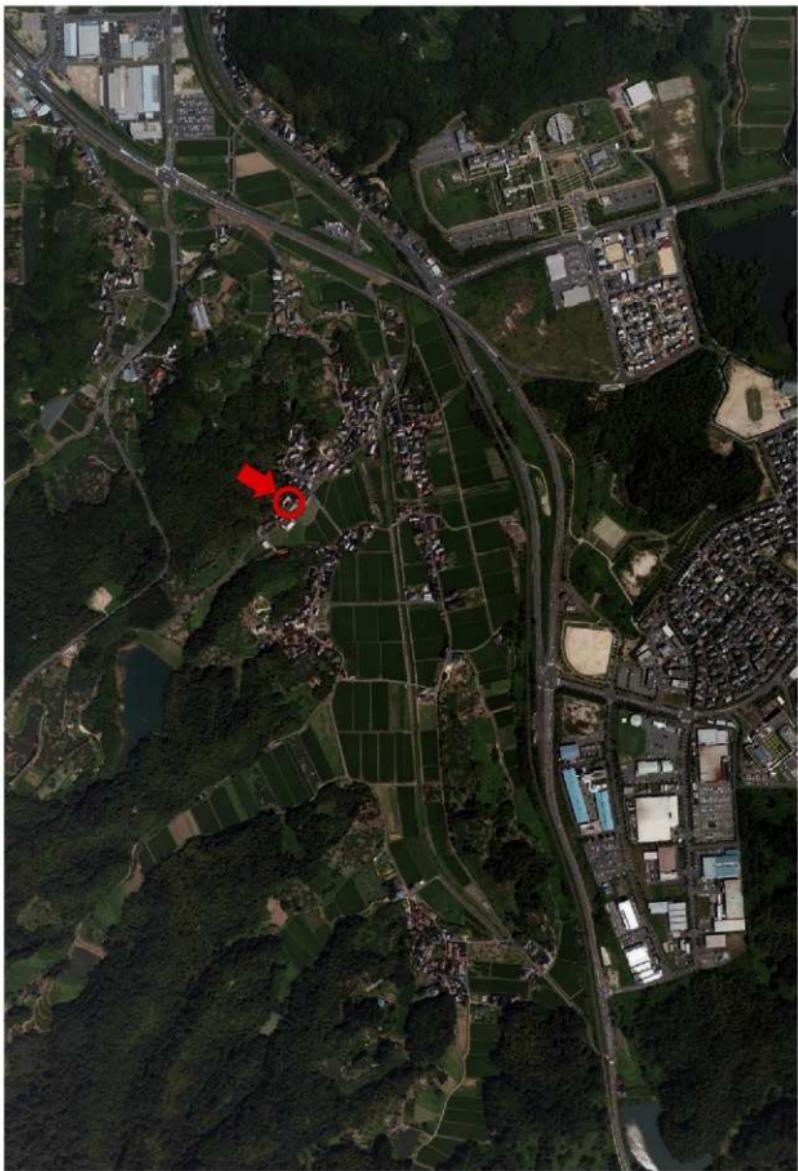
主屋



上の蔵

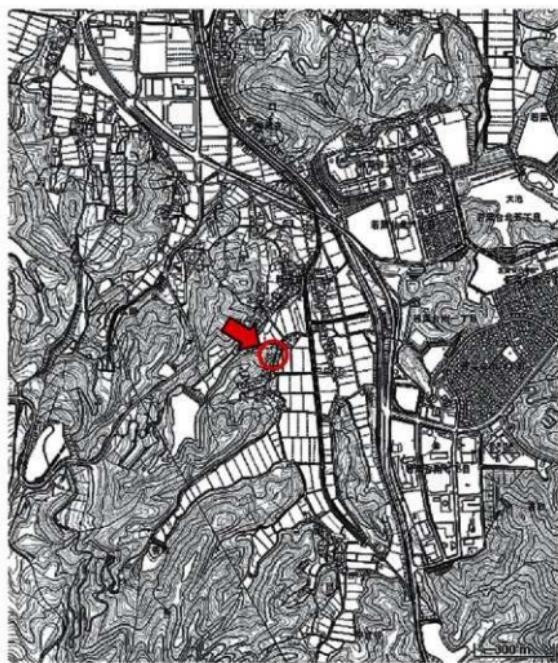
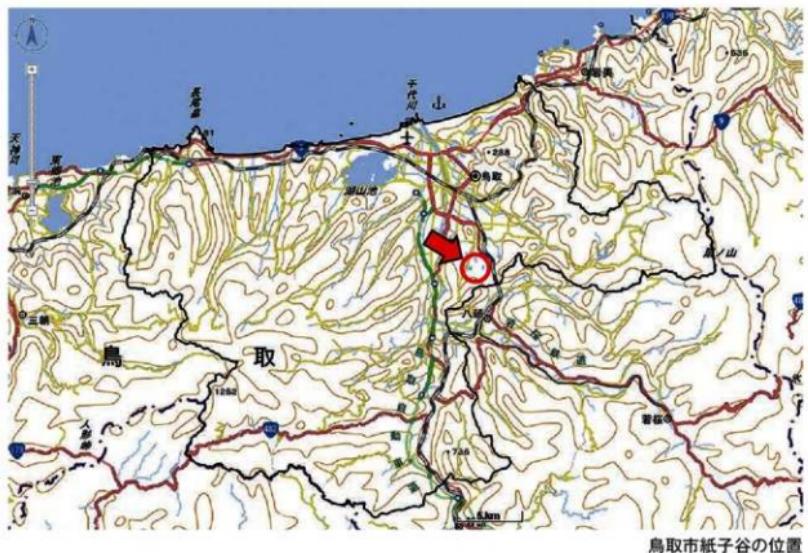


下の蔵



鳥取市紙子谷 福田家住宅周辺

(国土地理院ウェブサイト地図・空中写真閲覧サービス 画像 CCG20093-C13-31 (H21撮影) に加筆)



序

鳥取県鳥取市紙子谷所在の福田家住宅は、鳥取県内最古とされる農家建築として、昭和49年(1974)2月5日に国の重要文化財に指定されました。福田家は中世以来、主要交通路である若桜往来に面した要衝である津ノ井郷の有力者として所在地周辺の領主や庄屋の役割を果たしてきた家で、福田家住宅も地域の歴史を現在に受け継ぐ貴重な文化財となっています。

しかしながら、指定当時は主屋の年代の古さに注目が集まっていたため、土蔵そのものや庭を含む敷地構成については十分な調査がなされていませんでした。重要文化財指定後50年近くを経て、周辺環境の変化や土蔵の劣化が進行し、主屋だけでなく屋敷構え全体の将来のあり方について検討が必要な状況となっていることから、主屋以外の福田家住宅の未指定の構成要素を調査し、改めて文化財的価値の全容を把握する調査を、鳥取県教育委員会と鳥取市教育委員会が共同で実施しました。

本調査により、これまで把握されてこなかった新たな価値を見出し、福田家住宅の保存・活用に資することができるものと考えています。

最後になりましたが、所有者をはじめ調査及び報告書刊行にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

鳥取市教育委員会 教育長 尾室 高志

福田家住宅【土蔵等】 調査報告書

目次

第1章 重要文化財指定に至る経過	1
第2章 福田家住宅の歴史	
(ア) 紙子谷集落の立地と歴史	4
(イ) 福田家の歴史	4
(ウ) 福田家住宅の造営に係る歴史資料	5
第3章 建造物等の調査結果	
(ア) 屋敷地内の構成	8
(イ) 各建物の報告	9
(ウ) 庭、敷地の調査	18
総 括	
資料・図面	

例　　言

- 1 本書は鳥取県鳥取市紙子谷に所在する福田家住宅の文化財的価値を明らかにするために実施した、未指定の建造物及び庭を含む敷地の調査報告書である。
- 2 福田家住宅は主屋が重要文化財に指定されている。今回の調査では未指定の建造物と庭を主な調査対象とした。
- 3 調査は鳥取県教育委員会、鳥取市教育委員会が共同で実施し、文化庁文化財調査官の指導・協力を得た。調査担当者は鳥取県教育委員会文化財課 松本絵理、池田智美、鳥取市教育委員会文化財課 佐々木孝文・中島泉・岡垣頼和である。
- 4 本書の執筆・編集は、松本絵理、池田智美、佐々木孝文、岡垣頼和が行った。

(謝辞)

調査の実施及び報告書作成にあたって、度重なる調査にも関わらず、調査へのご理解とご支援をおいたいた所有者 福田善一様に厚くお礼申し上げます。

第1章 重要文化財指定に至る経過

鳥取県鳥取市紙子谷に所在する福田家住宅は、現在主屋が国の重要文化財に指定されている。この建物は、昭和36年に大阪市立大学の浅野清らが鳥取県・岡山県の民家の調査を実施したことを契機に、学術的に評価されるようになった。浅野らは、福田家住宅主屋について「(鳥取地方の民家の)発展段階を示す実例」として「建物は納りや使い勝手の便よりも構造に素直な柱の配置方式をなおもっており、横架材に比して柱が太くて、安定した感じを与えること、決して粗末な建物でないのに材の仕上げの荒いこと、納戸が閉鎖的になっていること等から見ると、いずれも古めかしい手法で、他の例に比して確かに古風であることから、年代のほほわかる後出の実例からみて、どんなに控えめに考へても17世紀前半を下らぬものと思われる。古すぎて比較するものがないので見当がつかないが、恐らくは16世紀に遡る」¹と評価している。なお、この時の調査には、重要文化財仁風閣(鳥取市)の保存運動に関わった川上貞夫(鳥取県文化財協会副会長)が協力しており、調査翌年の論文刊行の際に浅野から礼状が送られている。

その後10年が経過し、文化庁の主導で古民家の調査が全国的に進みつつあった昭和47年(1972)3月には、「鳥取県博物館協会会報」に木島幹世(鳥取県立商業高等学校教諭)「古民家の話 II」

が掲載され、当家主屋を「県下最古の古民家」として「当然保護すべきもの」と評価している²。

このような機運を受けて、同年、鳥取県教育委員会が国庫補助事業として民家調査を実施した。鳥取市教育委員会は、県の依頼を受けて7月10日に社会教育課が民家緊急調査(一次調査)実施し、「過去帳によると当主栄治氏が20代目に当り約500年続いた家柄であるが誰の代に建てたものかは不明。大阪市大浅野教授によれば柱の新仕上から安土桃山時代の仕上法と云われる」と報告している³。これを受け9月から実施された二次調査では、建築士で市の文化財審議員であった本間精一が現地調査を実施している。この結果を受けて同年10月17日～19日に白木小三郎大阪市立大学教授、藤本節男鳥取県文化財専門委員が現地調査を行い、さらに翌48年(1973)3月6日、この2名に浜島正士文化庁文部技官、樋野繁次県文化財専門委員を加えた4名が最終調査を行った。

この調査結果に基づいて、昭和48年度に国の文化財保護審議会において福田家住宅について審議が行われ、昭和48年11月9日付で重要文化財指定の答申が可決された。そして、昭和49年(1974)2月5日付け文部省告示第10号にて、重要文化財の指定が告示された。次頁が文化財指定の内容と説明である。

【重要文化財指定の内容と指定時の説明】

■重要文化財指定年月日 昭和49年2月5日

■指定の名称及び数量 福田家住宅 1棟

■所在地 鳥取県鳥取市紙子谷60番地

■指定説明

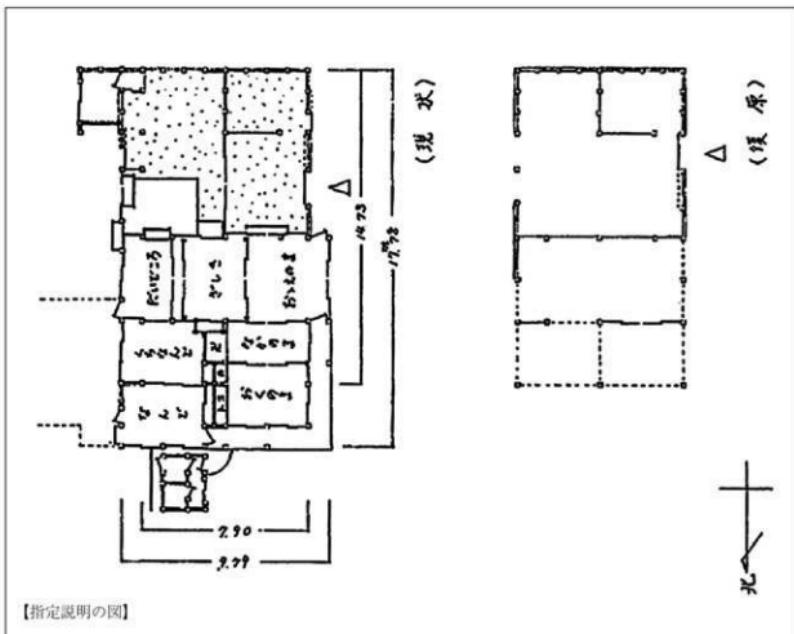
福田家は江戸時代には旧津井村の庄屋を勤めた旧家である。住宅の建築年代は古く、十七世紀は下らないであろう（注）。現在は桁行を上手へ一間半延ばし、梁間も前後に庇を付けて拡げるなど、かなり改変されているが、復原すると桁行七間半、梁間四間の三間取り広間型となる。

構造は棟通りとその前後12.5間の通りの間仕切位置に上屋柱を立てるが、「ひろま」「おくのま」境には立たないようである。上屋柱間に牛梁を渡して棟通りと側を差掛梁でつなぎ、柱頭には敷桁を置いて扱首台をのせる。現在は扱首だけで棟束はないが、扱首台の棟通りには束踏の痕跡がある。屋根は入母屋造、茅葺とする。柱は荒い手斧はつりの曲り材で、側柱には大壁の木舞受けを造り出しとし、梁は多角形断面、桁や扱首台はごひらの材を用いている。

この住宅は後世の改変が大きいが、主要部材は比較的よく残っている。

鳥取県下に広く分布する三間取り広間型民家のうちで、最も古い貴重な遺例である。

注 十六世紀に遡るとする学説もあるが、いずれにしても当地方で比較するものない程古いので正確には年代を定めがたい。



【指定説明の図】

【注】

① 「3 発展段階を示す実例」

以下なるべく発展段階に従って実例をあげていく。言うまでもなくほとんどすべての家が後の改造を受けているので、古い仕事の痕跡などに基き、出来るだけその原型を追求した上で、資料として役立てた。

現在桁行9間梁間5間（京間、以下同じ）に達する大きい家で、土間ぞいの広間は後浦の間仕切で3分され、奥は四室からなり、桁行に3室ならびになって、表側中間の狭い室を仏間とする上位の階層の間取り方式を取っており、土間も間仕切で前後に区切られているが、天井裏に上って構造を検べると、室を妻の方へ15間拡張していることが判り、また前後に棟瓦葺の庇をつけたし、もとの側柱が相当失われていることを知り得た。平面を原型に復原すると、第3図のようになって、土間と広間との境は開放となり、外壁は旧側柱に木舞をうける棚を作った痕で知られるように大壁となり、納戸の外回りは閉され、広間の裏には多分押入が作られ、土間も戸口以外は壁となり、戸口は表側柱に残る痕跡によると、扉の脇に来る。表も裏も側柱が沢山残かれあるいは取替えられていて、正確な復原は困難であるが、側柱について、広間の表側中央の柱が切断されて頭と根を残しており、また梁構造から考えても、これが一間ごとにおかなければならぬし、

開口にならないところでは、壁を作る関係上、厩裏の妻に見るよう半間位ごとに側柱が置かれたであろう。また他の例から推すと、室の外回りも柱間の半分は壁になつて、戸をその裏に片引していたと思われる。納戸と広間の境は側入側柱間が壁、入側柱と棟下柱の間に一本溝の鶴居が残つておらず、棟下柱に板壁胴締取つきの痕跡があつたので、板壁の裏に引き込む片引戸で出入りしたと見られる。座敷と納戸の境に一間の仏壇を作っていたことは、柱に檀枠の仕口があつて知られた。

内部の柱の配列を見ると、土間と広間の境には入側柱と棟通柱が完存し、しかもこの家では側入側柱間は、75間位あり、柱間隔が半間とか1間とかいう整数値をとらず、構造的に無理のない位置をとっている。しかし広間と奥の間との境では、後方の納戸境には入側柱が立つが、前方座敷では入側柱を入れると間仕切の道具の納りが悪くなるので、これを除き、厩との境の間仕切列では前方に入側柱を入れ、後方では土間を広く使うため、それを抜いている。

この家は柱等も多少曲がった木をそのまま荒い新ばつりにしており、大黒柱のみを太くするのではなく、側柱が5寸角、入側柱の太いものが $.65 \times .7$ 程、棟通り柱が $.85 \times .7$ 程度である。また梁行の間仕切通りには指物を入れてその下を開口とし、入側柱と棟通り柱の間に東1本を配し、貫3通りを通して

し、小屋梁まで貫を片側に見せて壁をぬり上げる。なお間仕切壁間に配される梁行登り梁上の束も貫きを用いて縦横につながれる。また厩とその裏では二階床を設けて、物置に使っている。広間は元来板敷のままで、土間と広間境の柱にとりつく床框も柱真に納つておらず、柱間寸尺等も豈の納りを考慮せずに定められている。おそらく畳を敷いたのは座敷のみだったのであろう。

このように建物は納りや使い勝手の便よりも構造に素直な柱の配置方式をなおもっており、横架材に比して柱が太くて、安定した感じを与えること、決して粗末な建物でないのに材の仕上げの荒いこと、納戸が閉鎖的になっていること等から見ると、いずれも古めかしい手法で、他の例に比して遙かに古風であることから、年代のはばわかる後出の実例からみて、どんなに控えめに考えても17世紀前半を下らぬものと思われる。古すぎて比較するものがないので見当がつかないが、恐らくは16世紀に遡るであろう。』浅野清・鈴木嘉吉『鳥取地方の民家－鳥取岡山県下における民家の研究・その1－』（『日本建築学会論文報告集』第72号、昭和37年5月）

② 『鳥取県博物館協会会報』1972年3月

③ 鳥取県への報告（昭和47年）による。

第2章 福田家の歴史

(ア) 紙子谷集落の立地と歴史

鳥取県鳥取市紙子谷が位置する鳥取市南東部一帯は、縄文時代から近世まで多くの遺跡が立地する場所として知られている。縄文中期～晩期の貯蔵穴などが確認された大路川遺跡、弥生時代～古墳時代まで断続的に営まれた久末・古郡家遺跡といった住居跡遺跡、須恵器の生産が行われた越路窯跡群などがそれである。紙子谷を含む一帯は『和名類聚抄』にいう津ノ井郷であり、律令体制時代には、因幡国府の置かれた法美郡の一部であった。

紙子谷は、延喜式内社である意上奴神社^{いがみじんじゃ}が所在することや、後述するように現在小堂となって残っている光雲寺という大寺院が所在していたと考えられることから、この頃にはすでにある程度の規模を持つ集落であったと思われる。紙子谷は、古来の主要路である若桜往来に面しており、古くは神子谷とも称したとされる。隣接する香取村とあわせて一村であり、村の石高は134石余とされた。安政5年（1859）には生高152石あまりで、竈数は37戸であった。農民のほか、鍛屋・酒葉子煙草商・瓦師・大工・主といつて商業者、職人が住む村であり、良質の竹を産出し、弓の材料などを供給していた。大根・クワイなどの産地であった。

古代には三滝山光雲寺という大寺院が所在したとされるが、元弘の乱（1331）に際して荒廃し、延徳3年（1491）に福田光信によって再興されたが、天正年間の羽柴秀吉の中国攻めに際して衰亡したという。

江戸時代の地誌『因幡志』¹には、次のような記事が掲載されている。

「紙子谷村 古記に神子谷とあり」

戸数三十七軒●氏神意上神社（在香取村）●觀音堂（三

滝山光雲寺廃跡なり）●福田カ墓

香取より二町二十四間下にあり若桜への往還筋にて龜山より三十一町五十四間といふ

●三滝山雲光寺 本尊觀音長一尺七寸雲慶（ママ）作といへり此寺何の世の開基たるを知らず弘仁以前は光雲寺六坊とて繁昌の道場なりとかや元弘の亂に頽廃しけるを延徳三年福田新三郎光信と云へる津ノ井郷の領主是を再興したる由其後天正年中秀吉公來征以來衰滅して仏閣僧坊跡形なく本尊のみ残り今草庵に安置す委しく縁起書に見ゆ因幡巡礼十七番札所なり

●福田之墓 村の前田土中の松林これなり福田新三郎光信代々の葬所という昔此辻を良知し数代相続し近年まで繁昌しけるが今は零落したり」

(イ) 福田家の歴史

福田家は法美郡下構（稻穂郷、中郷郷、津井郷）の庄屋格の家で、津ノ井一帯を所領としていた国人領主・福田光信の後裔とされる。南北朝期～戦国時代の領主として、江戸時代においても大庄屋に匹敵する家格をもち、現在まで紙子谷に居住している。

永禄年間頃、福田新三郎光信は「伊上陣所」を居城とし、紙子谷周辺の津ノ井郷七か村を領有したという²。福田光信は南北朝期に荒廃していた古刹・光雲寺を再興したとされ、光雲寺はその後、天正期の羽柴秀吉の因幡侵攻に際して焼失したが、現在も運慶作とされる觀音像³を祀る小堂が残されており、代々の福田家の墓とともに家の由緒を示している。

江戸時代の福田家は、経済力というよりはこういった来歴による格式の高さで知られた家であった。

福田家には「大庄屋を務めた」という家伝が伝

わっており、鳥取藩主池田光伸による大庄屋制度改革の際に記録に見える「香取村 与兵衛」が福田家の帰農後2代目に当たるという⁴。また、宝暦4年～7年（1754～1757）に福田七郎兵衛が法美郡の大庄屋を務めたとする先行研究⁵もある（藩政資料「在方諸事控」の宝暦4年分が欠本であること、その後同名の法花寺の福田七郎兵衛（安永9年（1780）に六兵衛と改名）が大庄屋に就任していることなどから、史料による確定はできない）。

一次史料では、文政4年（1821）から10年（1827）まで、紙子谷の福田四郎兵衛が「宗旨庄屋」（郡奉行の配下として行政事務をつかさどる大庄屋に対して、寺社奉行の配下として戸籍の役割をもつ宗門改帳の管理に当たる要職）を務めていることが確認できる（「在方諸事控」）。これは、文政4年に法美郡大庄屋であった岡垣基助が病で辞職し、宗旨庄屋であった田中新次郎が大庄屋に転任したことによって行われたもので、一時的に兼務していた邑美郡の宗旨庄屋・井口安左衛から引き継ぐ形の就任であった⁶。翌文政5年には、邑美郡の宗旨庄屋を拝命した鈴木忠蔵が役目を引き受けられなかつたため、邑美郡の宗旨庄屋も福田家が受け持つこととなっている⁷。文政10年に病気により宗旨庄屋を辞任し、以降、村役人に就任した記録はみあたらない⁸。「在方諸事控」の記述を見る限り、文政4年の宗旨庄屋着任段階では名字が許されていなかったが、翌文政5年には「福田四郎兵衛」として名字が記されるようになる。この間、藩への献納など目立った動きが見られないことから、宗旨庄屋に着任したことにより本姓を名乗ることが許可されたものようである。

江戸時代の福田家は、実務が多忙で経済的負担の大きい大庄屋というより、名譽職的な要素の強い宗旨庄屋の家格であったものようである。

（ウ）文書資料による建造物の履歴

重要文化財指定を受けている主屋については、明確な文書資料は残されていない。昭和36年に実施された浅野清らによる調査以来、建造物そのものの評価は常に高く、「比較できるものがないほど古式」とされているが、棟札を含め、それを裏付ける古文書などの文献資料は見当たらない。

福田家そのものは、「三滝山雲光寺縁起」でも知られるように、中世末期以降は紙子谷に居住していたと考えられるため、建築様式から推定されている17世紀初頭、あるいは16世紀末であったとしても整合するものと思われる。

一方、土蔵については、比較的文書資料が残されている。鳥取市史編さん室が調査し、福田家文書はかなり把握が進んでいるが、そのうち建築に関わる文書は下記のものである。

- 1 普請見舞覚帳 文化8年閏2月 小堅帳1冊
- 2 御普請見舞覚帳 文化14年3月小堅帳1冊
- 3 米蔵坂ノ蔵雪隠建替入用覚帳 廉応3年1月 横半帳1冊
- 4 別宅普請手伝并見舞付留帳 明治5年3月 小堅帳 1冊
- 5 蔵建設事件簿 銀平分 明治12年4月 小堅帳 1冊
- 6 大工木挽日雇賃覚表 未詳 小堅帳1冊

このうち、1・2については物品名・差出人・日付しか得られる情報が無く、文化年間に比較的大きな普請が行われたことしか分からぬが、3・4・5については部材や記述された物品の用途を示す記述もあり、比較的詳細である。

いずれも幕末～明治にかけてのもので、この時期に米蔵・坂の蔵・雪隠の建替え、別宅の建設、蔵の建設があったことを知ることができる。このうち、最も規模が大きいのは廉応3年（1867）の普請のようである。この時の普請では、（1）土

台の石は円護寺村石工・重右衛門 (2) 材木は才代村の材木師・源次郎(製材した栗・杉・杉皮を購入) (3) 釘・針金など金物や荒物は鳥取城下町外縁の新茶屋の源四郎 (4) 瓦は当村(紙子谷村)の瓦師・源次郎 (5) 大工棟梁も当村の治三郎 (6) 祝いの料理は大路の松田屋が用いられた。

【注】

¹ 引用は大正8年刊の因伯叢書本によった。

² 檜柴竹造『岩美郡志』(明治45年、岩美郡役所)による

³ 安忍恭庵『因幡志』

⁴ 大鷗陽一「鳥取藩の大庄屋制について」(鳥取藩政資料研究会『鳥取藩研究の最前線』、平成29年、鳥取県立博物館)

⁵ 萩原直正「大庄屋年表」(萩原直正先生遺稿集)、昭和55年。萩原直正先生遺稿集刊行会)

⁶ 「在方諸事控」文政四年十一月十六日条に

「一 法美郡大庄屋 岡垣甚助
右病氣ニ付、退役願書差出し、
今日被成御免候事。」

同十八日

一 法美郡 田中新次郎
右者宗旨庄屋役被成御免、岡垣
甚助代り大庄屋役被仰付、御夫
持御支配並之通被遣候事。

一 岳美郡宗旨庄屋 井口安左衛
門

右者田中新次郎大庄屋仰付候ニ
付、法美郡宗旨庄屋當分請持被
仰付候事」

とあり、その後十二月三日に
「一 法美郡紙子谷 四郎兵衛」
が宗旨庄屋に着任している。

7 「在方諸事控」文政五年五月
六日

瓦の枚数が2,200枚とあるので、これを1m²16枚検討で考えれば屋根面積は137m²分、建坪は合計50坪程度となろうか⁸。

指図などは残されていないが、これらの史料と現存する建造物の突合は可能であり、江戸時代末期の福田家住宅の普請の様相を知ることはできよう。

【注】

「一 菖美郡宗旨庄屋 鈴木忠藏
右者去月廿四日宗旨庄屋被仰付
候処、寺社所え役請ニ罷越不
申、病氣等申達し候事哉と、寺
社奉行伊田和十郎より尋申越し
候ニ付、大庄屋井口安左衛門え
取調候様申付。尤其節同郡吉成
村水死人一件ニ付、忠藏儀出浮
申故取調見合置、去ル三日御吟
味相済候段申達し、依之安左衛
門より取調候処、恐入候旨書付
を以申達候故承り置、右ニ付法
美郡宗旨庄屋福田四郎兵衛え請
持之儀申付候段、寺社御奉行え
も申遣し、尤も右書付相廻し候
事」

7 「在方諸事控」文政十年閏六月
四日

「一 左之者共儀、左之通仰付候
事。」

法美郡宗旨庄屋

福田四郎兵衛
其方儀、近來病氣不相勝、退役
相順候処、兼て貞實相勸候ニ
付、難被御免候得共、病氣之儀
ニ付、此度願之通宗旨庄屋役被
成御免候。」

同都運上役 佐藤伊兵衛
右四郎兵衛代り、宗旨庄屋役被
仰付。

右被仰渡書、例文ニ付略之。

同郡生山村 弥平
右伊兵衛代り、運上方總役被仰

付、名字井上と相改」

⁸ 「米蔵坂ノ藏雪隠建替入用覚帳
慶応三年一月」(横半帳一冊)
(福田家文書)

「(表紙省略)

石ハ香取村烟の分ヨリ出ス

卯正月約 円護寺村石工
重右衛門

一 六百目 二重石六寸 二ヶ所
分

上段一重

内 三百目 入銀 正月十二
日渡

五十目 二月十一

日渡

五十目 同 十三

日渡

二百目 同 十七

日渡

外二百二十五貫 増し銀遣

メ 七百二十五貫

外ニ酒手形四升香取村ニ遣

寅ノ十二月渡(払入二十八日)
才代村 材木師 源次郎

一 百四十目 栗 八間板四
間

一 七十五匁 同 五間板三
間

一 四百三十二分 同 (土台)

二間五寸角 (土台) 八本 一

本四分代

一 百三十七貫二分 同 (土台)

二間半五寸角 二本	同二十七日渡	州春来 佐五郎
一 四十四貫八分 同 二間四 寸角 二本	メ	祝儀
一 三十三貫六分 同 一丈四寸 角 二本	新茶屋 源四郎	一 銀札 三十目 久米村 大 工 六三郎
一 五十四貫八分 杉 一丈四寸 角 九本	一 百十分 懸ヶ目百三十目	タ
	四寸釘 十包	一 同 十分 但州久谷 大工 弥吉
	一 五十四分 同百目 三寸釘 六抱	タ
	一 百五十四分 正月二十八日渡	一 同 十分 同所 大工 今 藏
	一 三十貫四分 繩八束	タ
	一 七分 二月十一日材木 川上ダ之時少遣	一 同 十分 同所 木挽 清 三郎
	一 二十二分 荒焼坪一本	一 酒 一升 同人
	一 十三分 石灰一俵	一 餅米二俵 棟上餅 代六百三十目渡之事
	一 七十五分 五寸釘三十本	内 六斗五升 配り餅御鏡餅 共
	一 八十六分 瓦繫キ針金 四百三十本	二斗五升 投ヶ餅
	正月九日渡	一 二百二十二貫九分 料理物 二十人分
	一 三貫六百目 当村 瓦師 源次郎 瓦二千二百	大路松
	三月二十四日棟上ヶ入用	田屋二而
ふミ俵	平めまき焼物かれい	
一 米 一俵 大工棟梁 当 村 治三郎ニ遣 代銀メ三百十五分	一 八十目 焼物さ しミ	きりミ
打まき	肴代	
一 同 三升五合 同人 〇〇〇〇〇	菓子はつけ不申	
一 つの樽酒三升 同人	一 二百十分 酒一斗五升 但し大工木挽ニ	
祝儀	遣候小瓶	
一 銀 二十五分 同人俸 善三 郎	メ (以下略)」	
同断		
一 同 二十五分 同人弟子 但		
五百三十一貫八分		
二月十一日渡		
五百四十六貫		

第3章 建造物等の調査結果

(ア) 屋敷地内の構成

福田家は紙子谷周辺に多くの土地を有するが、そのうち重要文化財福田家住宅のある屋敷地は紙子谷集落の南西に位置し、鳥取と若桜を結ぶ若桜往来の北西側に一部裏山を切り開いた間口約45m 奥行き約32mの約1,440m²の広さとする。往来に面した南東を正面とし（以降、便宜上、敷地正面を東向きとする）、北隣の意上奴神社及び紙子谷神社社務所との境は竹垣、南隣家境は垣及び金属製フェンス、西側の斜面地とは石垣で屋敷地を画す。

屋敷地前の往来に沿って水路が流れ、往来から腰高の石垣の上に屋敷地を広げる。屋敷地の中央東寄りには、南北棟をもつ主屋が東を正面として建つ。往来から敷地へは、水路を跨いで4級の石段が設けられる。主屋正面には上手、下手2か所の入口があり、各入口前に安山岩の敷石が敷かれ、上手入口前よりも下手入口前に敷石の幅を広くとる。屋敷地正面には屋敷地の内外を隔てる門や垣を設げず、往来と主屋との間に小規模な前庭をもつのみであるが、屋敷地の南東部分には主屋南東の庭園部を取り囲むように垣を巡らせる。

屋敷地西側は福田家所有の裏山が広がるが、中腹では一部紙子谷神社への参道で分断される。これはかつて福田家所有地内にあった氏神を紙子谷神社として位置づけたためという。この裏山には、平成19年に前身建物をやや縮小して新築されたタキモンゴヤが建つ。西側の裏山は高さ約2mの石垣で屋敷地と隔てられている。主屋の西側には南北棟の下の蔵が、南側には東西棟の上の蔵が建つ。屋敷地の北西にはイドと呼ばれる池があり、イドと下の蔵の間から、裏山へ続く道のがびる。主屋の北側には東西棟を持つ二階建のキビヤ

が建ち、主屋北側に建つ門で、敷地前面と敷地背面を画する。かつてはこの門の北東に、一階をオトコビヤ（男部屋）とコエダメ、二階を薬置き場とした建物があったというが、平成12年に取り壊された。



1 敷地前面（東面）



2 主屋外観



3 敷地背面（西面）より



4 前庭敷石



5 主屋南西の増築部



6 イドと裏山への道

(イ) 各建物の報告

〈主屋〉

福田家住宅において、重要文化財に指定されている建造物は主屋のみであり、その指定範囲は、桁行9間(17.8m)、梁間5間(9.8m)に角屋状の南側便所及び北西の風呂場を加えた範囲となっている。昭和49年の重要文化財指定後は昭和51

年、平成25年の屋根葺き替え及び数回にわたる床等の一部維持修理が行われたのみで大規模な修理は実施されておらず、改変履歴等についての新たな知見は得られていない。しかし、2013年に実施された川本重雄による柱位置の詳細な計測等の調査の結果、オオエノマ前の大半部分が増築ではなく、当初からのものである可能性も指摘されている。(京都女子大学通信 2014年1月号 学長室より「数字が語る歴史」)このことについては、今後の大規模修理等の際に改めて調査を行う必要がある。指定部分の特徴については前掲した指定説明のとおりであるためここでは説明を省くこととし、今回の報告では主屋の指定部分の南西の増築部分について触れる。

主屋南西の増築部分は、現在四畳のクチノヘヤ及び六畳に床及び物入れを付したヘヤの2室及び便所からなる。かつてはヘヤの西には塩蔵が建っており、クチノヘヤ、ヘヤ南側の廊下を介して塩蔵と主屋を、クチノヘヤ、ヘヤ北側の廊下を介して主屋と下の蔵へと接続していたという。昭和47年のキビヤ建て替えにあわせて塩蔵及び隣接するヘヤを取り壊した後に、ほぼ同じ規模で現在のヘヤが建てられた。クチノヘヤは四畳の畳敷で、南に階段を置き、天井は敷目板をはめた根太天井とする。二階は三畳間で、北側に窓を設け、部屋内の壁は漆喰塗りとし、上部は丸太の竿を用いた天井を張る。昭和47年以前はヘヤ及び塩蔵の二階にも部屋があり、これらはクチノヘヤ二階とあわせてベンキヨウベヤと呼ばれていたといふ。旧ベンキヨウベヤにはチョウナ痕が見られ、角釘が使用されていること、材料の風化の程度から明治中期以前の建築と考えられる。階段周辺の一階天井に一部根太を取り外した痕跡があることから階段の大きさが改変されたほか、西側が昭和47年に切断されたことが外観二階部分からも確認できる。



7 主屋増築部外観



9 ヘヤ



8 クチノヘヤ



10 クチノヘヤ二階（旧ベンキョウベヤ）

〈上の蔵：見附の蔵、仲の蔵、新蔵〉

主屋の南側には、東西方向に棟をもつ三戸前の蔵があり、これらはあわせて「上の蔵（かみのくら）」と呼ばれる。この土蔵はほぼ同じ高さで屋根も一連であることから長大な一棟のように見えるが、東・中の二戸で一棟、西の一棟の計2棟で構成されている。しかし、東・中の二戸は一階、二階とともに内部で仕切られており、実際は三棟として扱われている。東の一戸を「見附の蔵（みつけのくら）」、中の一戸を「仲の蔵（なかのくら）」、西棟を「新蔵（しんぐら）」と称する。三戸とも北側に扉を開き、主屋から続く縁を取り込んだ庇を付ける。縁の幅が一定ではなく、各戸前の石段が縁下まで下りていることから、庇下の縁は後に設置されたものであろう。庇を支える柱の位置は均等ではなく、各戸の前を広くとる。三戸とも、正面はいずれも一階、二階ともに腰高まで海鼠壁

とし、軒先まで塗り込めた土蔵造とするが、見附の蔵・仲の蔵が垂木間を円弧状に塗り込めるのに対し、新蔵は垂木の形状をそのまま表している。また、海鼠壁の位置や目地の仕様においても、見附の蔵・仲の蔵と新蔵とでは差異が認められる。

見附の蔵・仲の蔵は桁行5間（9.8m）、梁間2間（3.9m）とし、土蔵造、二階建、切妻造の赤色桟瓦葺、庇は東を赤色、西を黒色の桟瓦葺とする。見附の蔵、仲の蔵はそれぞれ開口を桁行2間半（4.9m）とする。見附の蔵は主に布団、衣類を、仲の蔵は主に器物・書画を納める。正面にそれぞれ外開きで内側に青と黒の色彩が施された扉をつけ、二階は南面にそれぞれ1ヶ所ずつ内開き扉を備えた窓を設ける。北面上部中央には青と黒の扇型、南面上部中央には燕の柄の漆喰彫刻を施す。基礎は緑色凝灰岩とし、梁間、桁行ともに半間毎に通し柱を立てる。一階では見附の蔵と仲

の蔵境の間仕切り壁を除く各壁面で、半間毎の柱の間に更に2本の管柱を入れて柱の密度を高くする。ここでは、一、二階とも内壁は継板張とする。見附の蔵一階の床の一部は平成12年に修理した際のステンレス製の丸釘が用いられ、仲の蔵では一階東部分の板が取り替えられ、鉄製丸釘が用いられているが、そのほかは檜床とともに概ね角釘が用いられる。見附の蔵・仲の蔵とともに小屋組内部には垂木を用いず、地棟から桁までを、厚さ約100mm、幅約23cm幅の厚板をかけておさめる。見附の蔵の地棟下には、木札が打ち付けられており「双戸前 文政元寅年新築」、「明治拾參年土臺立替」と記述がある。これは当家に伝わる文化14年の「普請見舞覚帳」、明治12年の「蔵建設事件簿」の時期とも一致する。また仲の蔵の二階の地棟下には、「昭和二年拾年根太敷板取換」と記された木札が打ちつけられている。



11 上の蔵 北面外観（左から見附の蔵、仲の蔵、新蔵）



12 上の蔵南面外観

以上より、見附の蔵、仲の蔵は文政元年に建築、明治13年に修理、昭和2年に一部床を取り替え、平成12年には見附の蔵の床を修理したものと考えられる。北面につく庇は比較的新しく、昭和のものと思われる。

新蔵は桁行2間（4m）、梁間2間（3.9m）とし、土蔵造、一階建、切妻造の赤色桟瓦葺、庇を黒色桟瓦葺とする。内部には主に生活用具を収める。新蔵は一階北面に外開きの戸を開き、二階東西面には内側に鉄製の内開き戸をもつ窓を1か所設ける。基礎は緑色凝灰岩とし、一階は四分の一間毎に柱を建て、二階は2間幅の梁間及び桁行をそれぞれ5つの柱間で割り、四隅のみ通し柱とする。一階は内壁を継板張、二階は目の粗い漆喰壁とし、内部では丸釘のみ確認できる。新蔵においても、見附の蔵・仲の蔵と同様に内部には垂木を用いず、厚さ約55mmの厚板を地棟から桁までか



13 見附の蔵一階



14 見附の蔵二階



15 仲の蔵一階



17 新蔵一階



16 仲の蔵二階



18 新蔵二階

けて納める。新蔵の地棟下には、「明治四拾壹年新築」昭和九年九月凝固土築石垣」とあり、特に内部の改変は確認されず、明治41年の建築と考えられる。一階の床が一部張替られるのみで、改修はなされていないようである。

〈下の蔵：米蔵、道具蔵、新米蔵〉

主屋の西側には、「下の蔵（しものくら）」が建つ。東面を正面として主屋とはほぼ平行の南北方向の棟を持ち、東面に赤色桟瓦葺の庇を付ける。下の蔵では南側二戸前が連続した東壁面と屋根を持つため、南側二戸前の1棟と北側一戸の1棟の計二棟のように見えるが、3棟の別棟で構成される。南の一戸を「米蔵」あるいは「千俵米蔵」、中を「道具蔵」、約半間あけて北側に建つ蔵を「新米蔵」と称する。米蔵及び道具蔵はいずれも切妻造、赤色桟瓦葺で、正面と南面東半間のみ漆喰壁

を立ち上げた東高の高い瓦葺の置屋根をかける。東側正面外壁は一連の漆喰塗とし、道具蔵の北東角のみ腰高の海鼠壁とする。新米蔵は、切妻造、赤色桟瓦葺とし、一、二階とも東面を腰高の海鼠壁、北面を鰯子下見板張とする。米蔵・道具蔵よりも低い位置に屋根をかけ、置屋根とせず軒まで漆喰で塗り回す。下の蔵全体東面にかけられた庇は深く、かつては職人の作業場でもあったという。下の蔵全体の基壇の位置から当初から同規模の庇が設けられていたと考えられるが、現在の庇は比較的新しく、昭和のものとみられる。

米蔵は桁行2間半(4.9m)、梁間2間(3.9m)とし、土蔵造、一部二階建とし、道具蔵と共に通の屋根をかける。米蔵はその名通りかつて米を納めていた。東側正面には、内側に松と翁の柄の漆喰彫刻を施した外開きの扉をもつ戸口を設け、二階南面1か所に内側に引戸をもつ窓を設ける。内

部は西半のみに二階を設けて、東半は吹き抜けとし、常設の階段は置かない。基礎は緑色凝灰岩の2段積みとし、その表面加工の違いから上段は後補とみられる。内部は一、二階ともに栗の柱を半間毎に建てるが、戸口の柱間のみ間隔をやや広くとる。内壁の一階を横板張、二階を縦板張りとする。壁には角釘、床には丸釘が使用される。小屋は地棟に垂木をかけた上に野地板で納める。小屋梁に板札が打ち付けられており、「文政年中新築 薩葺 敷石瓦重」「慶應三卯年再建土臺替 敷石式重瓦屋根」とある。文政年間に薩葺屋根、基礎石が1段の蔵として建築されたものを、慶應3年に土台を取り換え、基礎石を2段とし、屋根を瓦葺きに改変したものであろう。

道具蔵は土蔵造、二階建、桁行2間半(4.8m)、梁間2間(3.7m)とする。道具蔵には、桶や釜、農機具などが収められている。一階東面に外開きの扉を開け、二階東面に内側に開き戸を持つ窓を穿つ。基礎は緑色凝灰岩の2段積みとし、米蔵と同様上段は後補とみられる。内部は北東に階段を置き、一、二階ともに四隅は栗、そのほかは杉の柱を約半間毎に建てるが、南面と北面の柱位置が一致しない。これは、道具蔵は当初2間四方であったが、後に米蔵北側の土壁を撤去し一、二階とも道具蔵からの物入れとしたためと考えられる。このことは米蔵と道具蔵境の柱や梁の北面に土壁の痕跡が見られ、米蔵の地棟の北側小口があらわしになっていることからも推定される。内部は一階の壁を横板張、二階の南北面を縦板張、東西面を横板張りとする。二階の東面1ヶ所に内開き扉付き窓を設ける。主に角釘を用いており、木材の風化の程度から、当家の蔵の中で最も古いものと思われる。米蔵と同様に地棟に垂木をかけ、その上に野地板で小屋を納める。道具蔵の一階の柱には文政6年の祈祷札が確認できる。また、二階地棟下に打ち付けられた板札に「新築年号不知

文政年中再建 薩葺敷石瓦重」「慶應三卯年建替土臺柱立替 敷石式重瓦屋根」とあり、米蔵及び道具蔵の板札の記述は、文政年間の米蔵新築及び道具蔵再建については、文政元年の見附の蔵及び仲の蔵の建築に連続したものと推測され、文化14年「普請見舞覚帳」に示された一連の整備と考えられる。また、慶應3年の米蔵再建及び土台柱建替については同年の「米蔵坂ノ蔵雪隠建替入用覚帳」の時期と一致する。慶應3年の建替入用覚帳からは、隣の香取村から産出された石材を用いたことが判明する。これは、現在の米蔵、道具蔵の基礎石2段積みの上段部分を指すものであろうと考えられる。材木については、栗や杉の柱や松や杉の板材等が購入されていることが判明するものの蔵を複数棟新たに建てるには量が少ないとから、慶應3年の建替とは完全な新築ではなく、板札に記されるように、基礎石の追加、土台取り替え、瓦屋根への変更といった規模の大きな改修を指すものと考えられる。道具蔵は、当初建築年代は不明ながら江戸中期以前に新築されたものを文政年間に修理、その後米蔵同様、慶應3年に基礎、土台及び置屋根を瓦へ変更して再度修理されたと考えられる。また、米蔵、道具蔵間の壁を取り払った時期も、屋根をかけ替えた慶應3年と考えられる。なお「坂ノ蔵」とは現在の道具蔵を指し、また雪隠とは重要文化財指定範囲である主屋南東の便所であろうかと思われるが、この度の調査では確認できなかった。

道具蔵の北側に約半間離れて建つ新米蔵は桁行2間半(4.7m)、梁間2間(3.8m)とし、土蔵造、二階建、切妻造の赤色棟瓦葺とする。一階東側正面に外開き扉をもち、二階東面に内開き扉をもつ窓を穿つ。内部には北東に階段を置き、梁間方向には半間毎に柱を立て、桁行方向には2間半を六分して柱を立てる。内部は一、二階とも縦板張りで、内部は丸釘を用いる。米蔵、道具蔵と同様、

地棟の上に垂木、その上に野地板をかける。

二階北側の小屋梁に打ち付けられた板札および墨書に「明治三十一季 旧三月新築 明治參拾壹戌年旧三月新築」とある。新米蔵は明治31年に建築された後は、一階の床を張り替えた以外には改修の後は見られない。



22 下の蔵北面、西面外観



19 下の蔵東面外観



23 米蔵外観



20 下の蔵南面外観



24 米蔵



21 下の蔵戸前



25 米蔵内部



26 道具蔵一階内部南面



30 新米蔵二階



27 道具蔵二階内部南面

〈タキモンゴヤ〉

桁行5.9m、梁間3.8mの木造平屋一部二階建、切妻造、棟瓦葺の建物で、タキモンゴヤと称する。平成19年に前身の建物を縮小して建てられた。内部には、木材や茅材等を保管する。



28 新米蔵外観



31 タキモンゴヤ外観



29 新米蔵一階



32 タキモンゴヤ内観

〈キビヤ〉

桁行9 m、梁間4 mの木造二階建、切妻造、棟

瓦葺の建物で、キビヤと称する。棟西方向に棟を持ち、南面に半間の庇を付ける。昭和47年に前身のキビヤが火事で焼けたため、同じ場所に現キビヤを建て、その際、キビヤ内部に塩蔵の機能を移した。一階の東を塩蔵とする他は、一、二階とも住居として建てられ住居部分は一階を洋室2室、二階を和室2室と便所とする。



33 主屋とキビヤ外観



34 キビヤ内味噌蔵



35 キビヤ二階

〈南東塙、露地門、門〉

敷地の南東角を区画する塙は、主屋南東角の庭

圍を取り囲むようにして、コの字に配置されている。主屋前庭と庭園とを画する北面には、露地門と呼ばれる門がある。この露地門は、かつては身分の高い来客を直接座敷へ通す時に開いたと伝わっている。露地門は間口約1.3m、赤色桟瓦葺きとし、内開きの扉をつける。東には約2.5m、西に約0.8mの壁を付属し、これらは腰高の篠子下見板張とする。若桜往来と庭園を画する南北方向約13mの東面、南隣境の東西方向約9mの南面は、北面に比べて塙の高さをわずかに低くする。屋敷地を支える石垣の上に緑色凝灰岩の葛石を据え、その上に木製の土台をまわす。半間ごとに柱を立て、各柱から腕木を出し出桁として赤色及び黒色桟瓦葺の屋根を支える。東面3ヶ所に、円弧状に張り出した格子付小窓をつける。東面の葛石は加工方法から江戸末期以前のものと考えられるが、南面の基礎および東面の木部は風食がさほど進んでいないことから昭和前期のものと推定される。

また、主屋北側には呼称のない門があり、敷地前面と背面を仕切る。間口1.25m、屋根は赤色桟瓦葺きとし、北側には約1m、南側には約1.7mの壁を持つ。比較的新しく、昭和の建築と思われるが両端の柱は近世まで遡る可能性があり、部材を取り換えるながら使い続けられていたものであろう。



36 塙及び露地門



37 露地門南面



38 露地門北面



39 主屋北側の門

〈石垣〉

石垣は当家の屋敷地をそれぞれ裏山と若桜街道から隔てる役割を持ち、敷地の若桜往来に面した敷地東面、敷地西面の2ヶ所に築かれている。

西面石垣は裏山斜面と屋敷地の高低差を支える役割を果たす。八東川から採取したと伝わる丸い川原石に切石が混合した高さ約2mの石垣で、新蔵の板札「昭和九年九月凝固土築石垣」及び新米蔵の板札「全(明治)三拾三年旧七月裏ノ石垣石材増再築」から、明治33年に築造されたものを、昭和9・10年に補

強、増築したものであることがわかる。西面の石垣のうち、新蔵の裏部分は比較的小さい丸石をモルタルの目地でおさえており、昭和9年の「凝固土築石垣」とはこの箇所を指すものであろう。

東面石垣は若桜街道から約0.8m高さの敷地との高低差を支える役割を果たし、安山岩の割面間知積みとする。近隣の空山の石が用いられたと当家に伝わる。東面は部分により仕様の差が見られるものの、年代が判明している西面と同じ仕様の箇所ではなく、築造年代は不明である。



40 敷地東面石垣



41 敷地西面石垣



42 敷地南西角石垣

（イド）

屋敷地北西部に位置する約3m四方の池はイドと呼ばれる。湧水を引き込み、かつては正月など祝い事の際の食用としてナマコを飼育したほか、洗いものに用いたが、飲用とはしなかったという。護岸は石積みであり、南面は明治33年築造の石垣と類似しているが、南面より古ないとみられる西面の築造年代は不明である。



43 イド

（ウ）庭園

福田家住宅の庭園は、主屋の「オクノマ」の縁（東側と南側に面する）に沿ってカギ形（L字形）に配される庭園（「オクニワ」と呼称）である。庭園の範囲は、東側と南側の土塚により画されている。主屋の裏側に中庭のような空間があるが、「下の蔵」及び「キビヤ」へ通じる飛び石及び敷石園路があるので中庭の機能はないため、福田家住宅の庭園は、「オクニワ」と呼称される前述の庭園のみと言える。

庭園の様式は茶庭であり、安土桃山時代の作庭と言い伝えられているが現在のところそれを示す資料はなく、作者も不明である。意匠は、書院風座敷である「オクノマ」の前庭を露地風の意匠としたものとなっており、「オクノマ」からの鑑賞に重きをおいた庭園と思われる。ただ、「オクノマ」に茶室の機能を持たせた時代もあるということである。

主園路は、露地門から通じる安山岩の自然石による飛び石であり、「オクノマ」に通じる。比較的大きめの自然石が据えられており、長径50cmから70cm程度である。踏始石、踏分石などといった役石が見られ、長径100cmから110cm・短径60cmから70cm程度である（写真46）。

植栽は、露地門から通じる飛び石沿いにヒイラギ、シラカシ、イスマキ、アリドオシ、マンリョウ、ナンテンといった常緑樹を配置し、落葉樹はモミジのみである。その突き当たりに空間が開け、2つの築山及びその周辺に落葉樹のカキノキの他、ツツジ、キンモクセイ、サザンカ、モチノキ、マンリョウ、ナンテン、現在は枯れてなくなっているクロマツといった常緑樹が配置される。このように南側は、花が咲くものや針葉樹が加わり、東側と趣の異なる植栽となっている。

また、枯山水の様式を取り入れ、2つの築山の谷間を滝、築山の手前を海と表現している。海を表現している箇所には石が敷かれていたようであるが、昭和20年頃に魚を飼うために取り除かれ、現在はなくなっている。2つの築山のうち、東側の築山は、3種類のツツジが植えられ、海原を表現したと言い伝えられているが、現在はツツジが成長して、築山より高くなっている。

築山には、立石がいくつか配され、西側の築山の頂上にある祠へ続く自然石の階段の横には、本



44 書院風座敷から南側を望む



45 縁先手水鉢

庭園の中で最も大きい安山岩の立石（高さ150cm）が配される。この立石は、三尊石の一つと言い伝えられ、両脇には少々小さいが、立石が配されている（写真44）。

客用便所の縁先には、縁先手水鉢の台石が設置されているが、鉢前の役石はない。台石の上には手水鉢があったと思われ、現在は横に下ろされているが、これは近年のものである（写真45）。

また、石造物として、庭園内には、凝灰岩系の石材（「円護寺石」と伝わる）を利用した山灯籠（通称「お化け灯籠」）が3基置かれている。1基は生け込み型灯籠であるが、2基は基礎がある灯



46 露地門と飛び石

籠であり、基礎は別の石材を利用している。築山の東側、築山の背景、書院の縁先近くに設置されている。生け込み型灯籠の火袋は近年、地震により毀損し、別のものに変わっている。

石材及び植物の材料は、地域の材料を主として活用されており、植物は、カキノキ以外は植え替えられながら更新されていると思われる。

本庭園は、茶事を行った際に「オクノマ」へ通じる道として、建物と一体的な機能をもったと考えられ、現在でも「オクノマ」から観賞される庭として重要な役割を果たしており、建物と一体的な保存が望まれる。

総 括

この度の調査で、福田家住宅では重要文化財に指定されている主屋以外にも複数の歴史的建造物が残ることが確認された。中でも土蔵については、内部に残された板札により建築年代が概ね判明した。加えて当家に伝わる文書からも、文化年間から文政年間にかけて、また慶應3年頃及び明治12年頃に比較的規模の大きい普請が行われたことが判明し、土蔵の建築年代と一致した。特に、見附の蔵、仲の蔵、米蔵及び道具蔵の建築が行われた文政年間は宗旨庄屋を拝命した時期であり、当家でも福田家が財力を増した時期とも伝わっていることから、この時期に土蔵を増築するなどの屋敷地の整備を行った社会的、財政的な背景が伺われる。

また、当家住宅主屋は県内最古と推察され同年代の類例が残されていないこと、主屋及び屋敷地の規模は県内の重要文化財の住宅としては比較的

小規模であることから、他事例との比較による考察は難しいものの、農家型の民家で敷地内外を隔てる門及び塀をもたない敷地構成は、県内の国及び県指定文化財建造物においては当家のみにみられるものである。(主屋のみが移築された県指定2件を除く)

以上、福田家住宅では既指定の主屋とは一連の普請ではないものの、石垣で区画された屋敷地内には、一部昭和に建て替えられた物も含めて江戸時代後期から明治にかけて整えられた主屋増築部や土蔵のほか、石垣、門、塀、イド、庭園、キビヤ等当家の屋敷構えを良く残している。これらは県内で最も古いと推定される主屋と一体となって構成された、上層農家の宅地構成を伝える貴重な事例であり、今後は屋敷構え全体の保存のあり方を検討する必要があろう。

資料

① 異附の藏

文政元寅年新築
及戸前 明治拾參辰年土臺立替 四郎 兵衛代



② 仲の藏

昭和二年拾月根柱敷板取換
馬造代幸一修繕



③ 新藏

明治四拾叁年新築 馬藏代
昭和九年九月謹固土臺石垣 幸一代



④ 米藏

文政年中新築裏葺
敷石石壇重
慶應三卯年再建土臺替
敷石重瓦屋根 四郎 兵衛代
四郎代



⑤ 道真誠一隣

文政六年
雨宮太神官福善安所
未正月吉日



⑥ 道真誠二隣

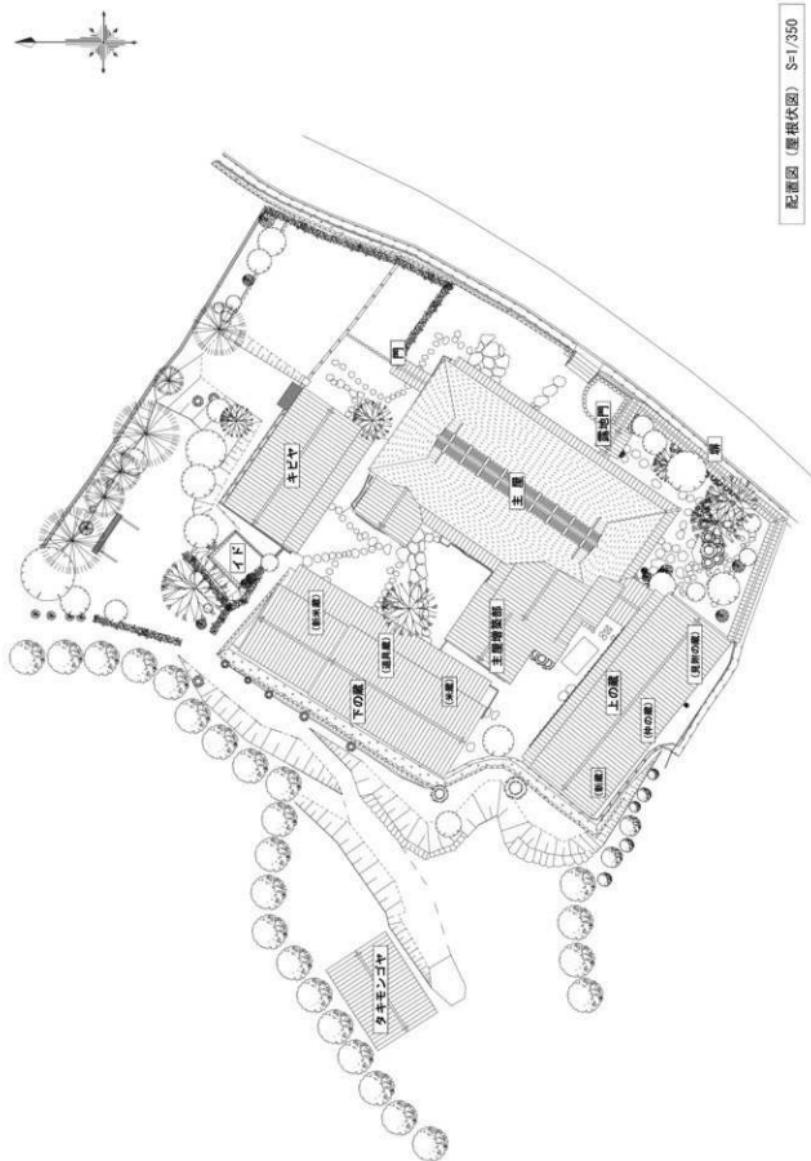
新築年号不知文政年中再建
裏葺敷石石壇重
慶應三卯年建替土臺柱立替
敷石重瓦屋根 四郎 兵衛代
四郎代

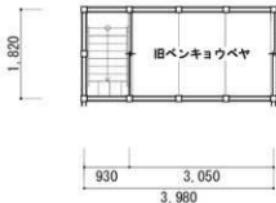


⑦ 新米藏

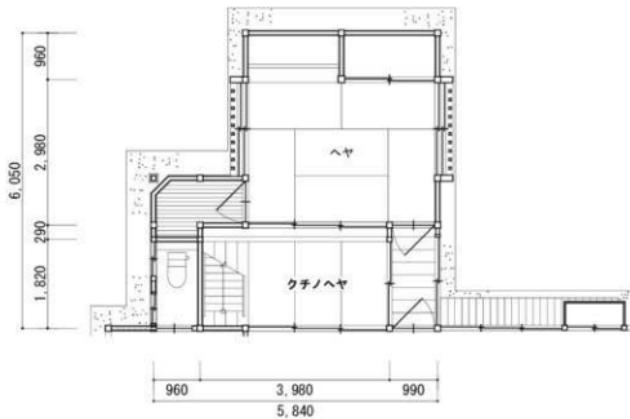
明治三十二季
旧三月新築
明治參拾叁年戊年旧三月新築
全 三拾三年旧七月築ノ石垣新築
昭和拾年旧九月築ノ石垣石材増再築 幸一代



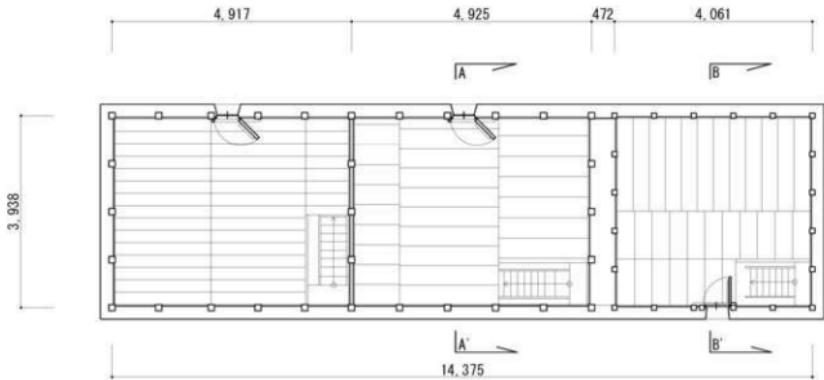




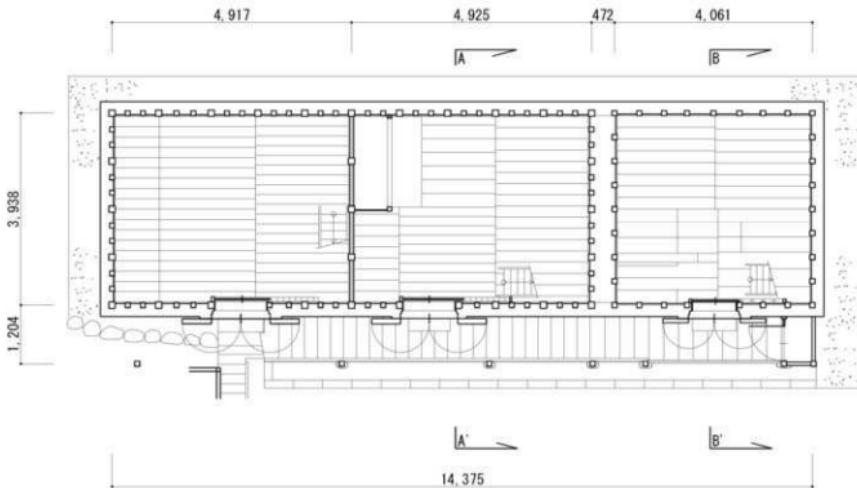
主屋増築部 二階平面図 S=1/100



主屋増築部 一階平面図 S=1/100



上の蔵：見附の蔵、仲の蔵、新蔵 二階平面図 S=1/100

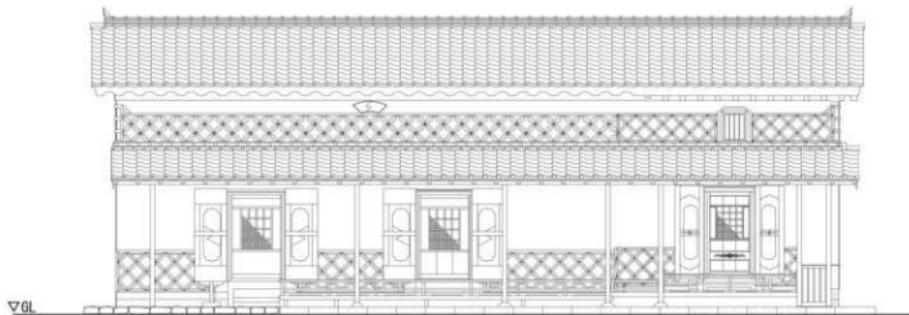


上の蔵：見附の蔵、仲の蔵、新蔵 一階平面図 S=1/100

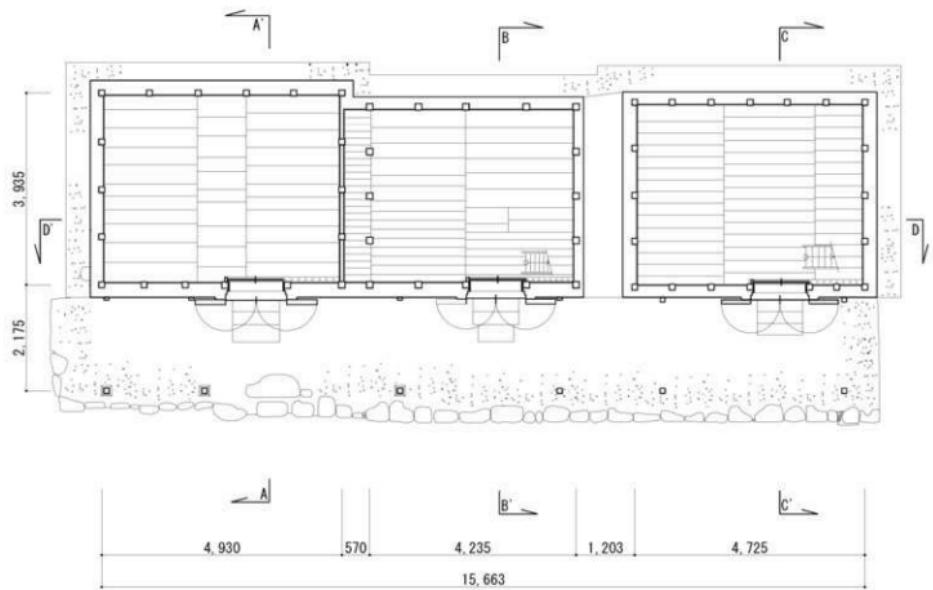
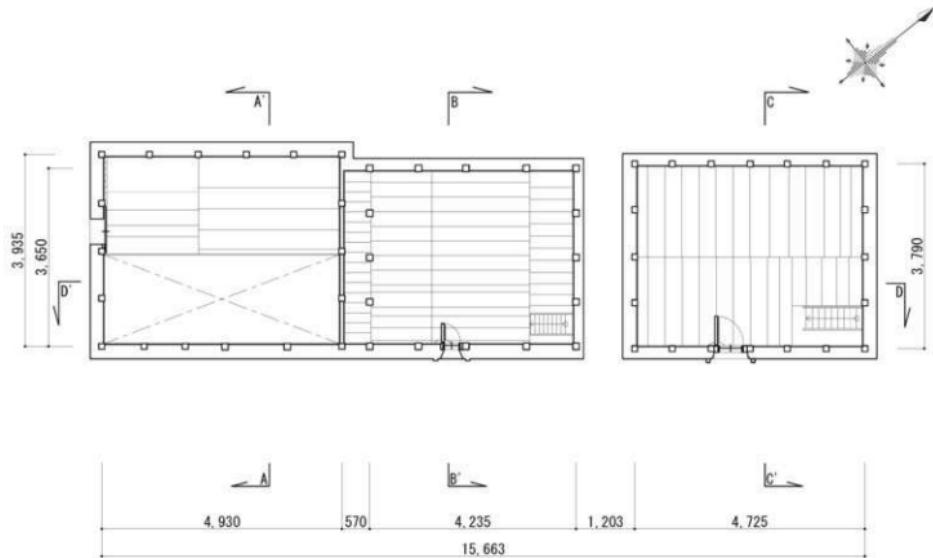


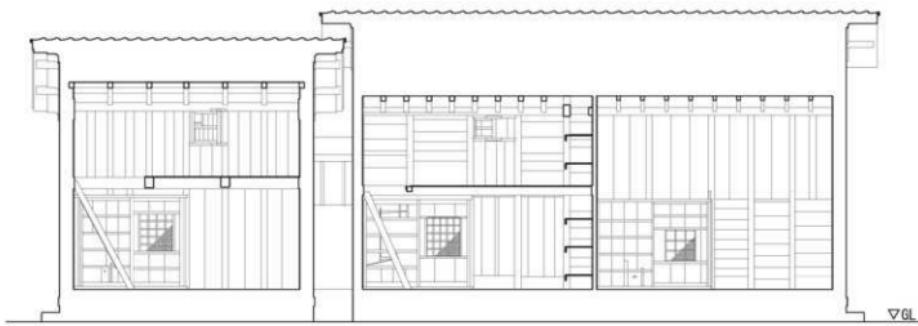
上の蔵：仲の蔵 A~A' 断面図 S=1/100

上の蔵：新蔵 B~B' 断面図 S=1/100

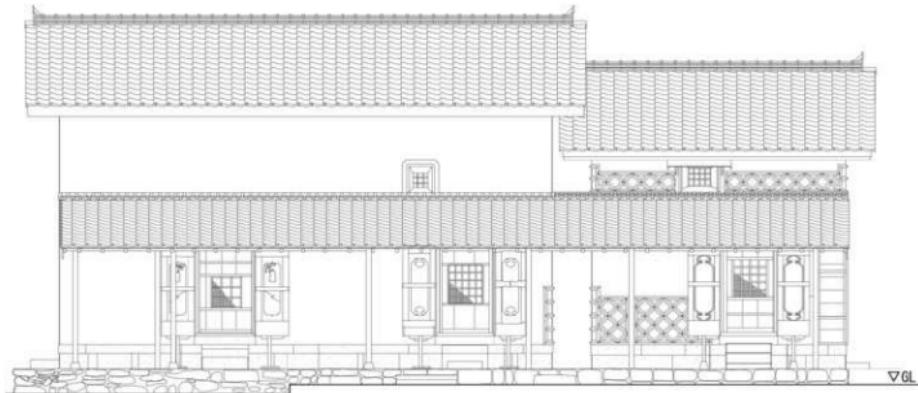


上の蔵：見附の蔵、仲の蔵、新蔵 立面図 S=1/100

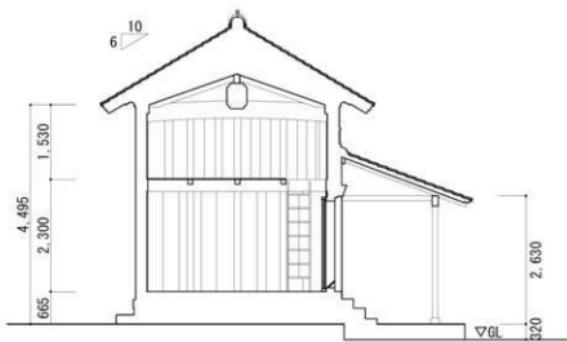


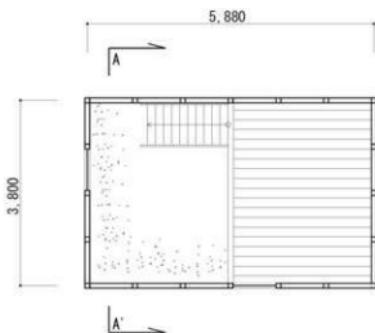


下の蔵：米蔵、道具蔵、新米蔵 D~D' 断面図 S=1/100

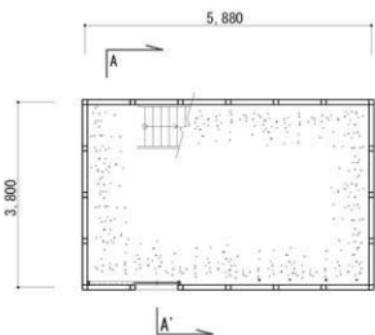


下の蔵：米蔵、道具蔵、新米蔵 立面図 S=1/100

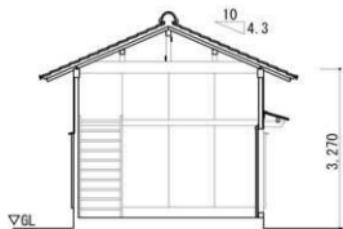




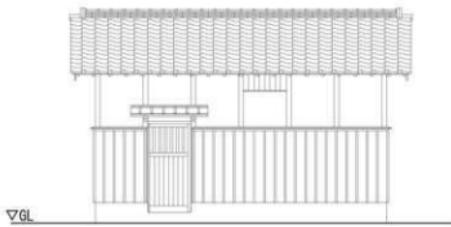
タキモンゴヤ 中二階平面図 S=1/100



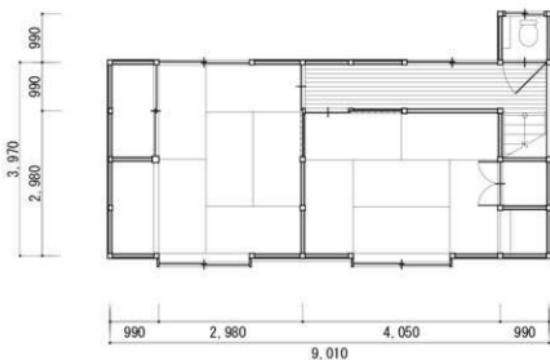
タキモンゴヤ 一階平面図 S=1/100



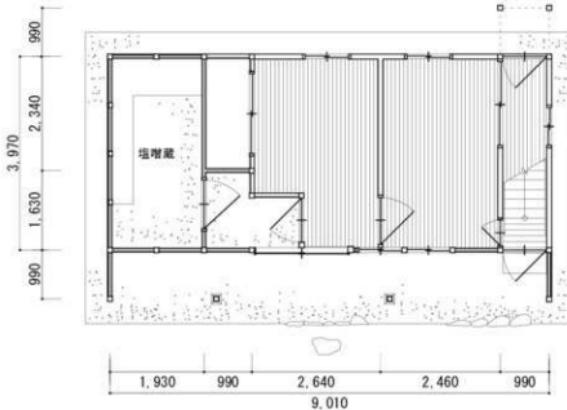
タキモンゴヤ A~A' 断面図 S=1/100



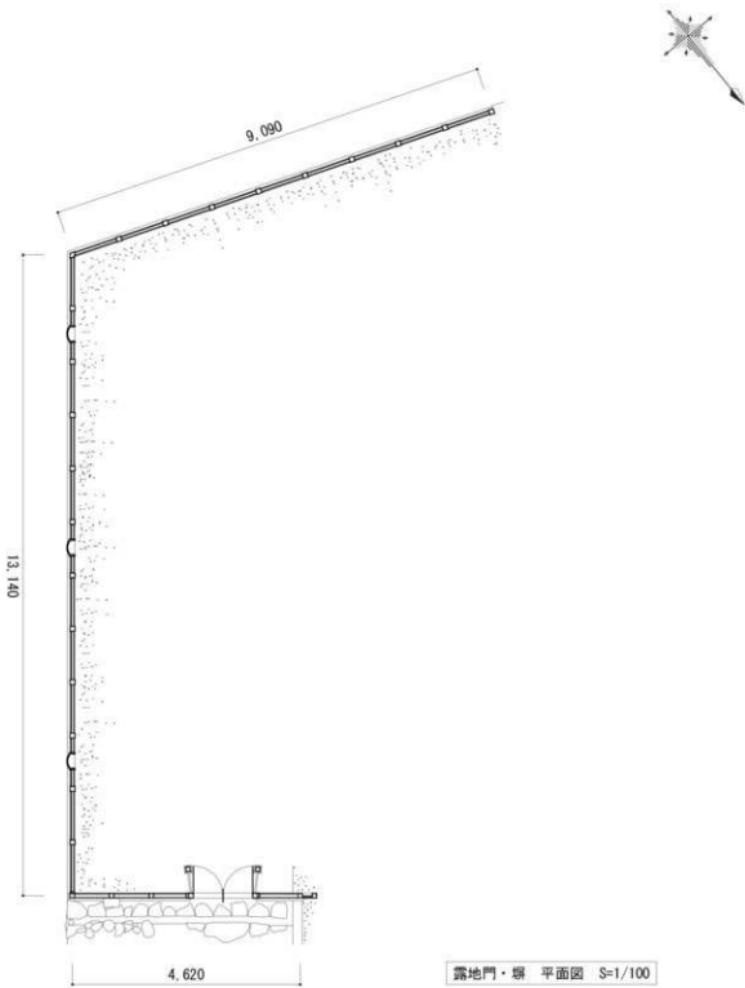
タキモンゴヤ 立面図 S=1/100



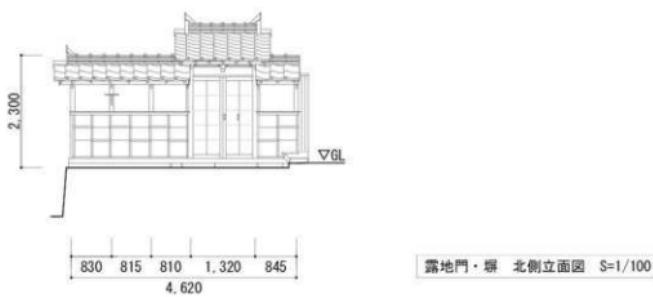
キビヤ 二階平面図 S=1/100



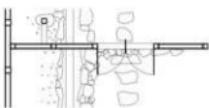
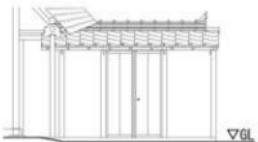
キビヤ 一階平面図 S=1/100



露地門・塀 平面図 S=1/100

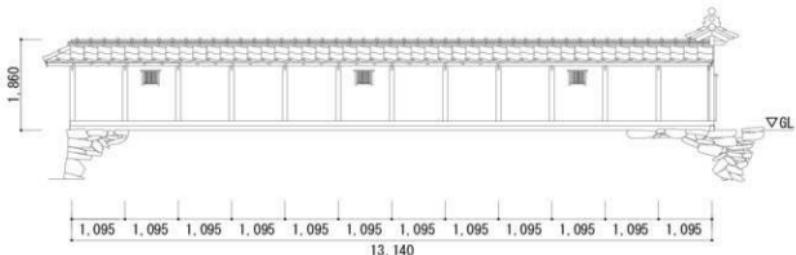


露地門・塀 北側立面図 S=1/100

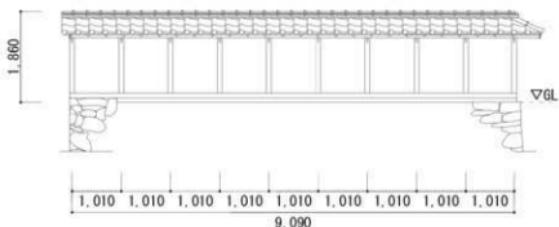


門 東側立面図 S=1/100

門 平面図 S=1/100



壇 東側立面図 S=1/100



壇 南側立面図 S=1/100

鳥取県鳥取市

福田家住宅調査報告書

発 行 2018年(平成30) 3月31日

編 集 烏取市教育委員会文化財課
鳥取県鳥取市上魚町39番地
〒680-8571 電話(0857)20-3367

印 刷 有限会社螢光社
鳥取県鳥取市青葉町2丁目212番地
〒680-0802 電話(0857)22-5565
